

## 宇治市地域公共交通会議の会議の公開に関する要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、宇治市地域公共交通会議設置規程第9条の規定に基づき、宇治市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (開催の事前公表)

第2条 交通会議は、会議を開催するにあたり、当該交通会議の開催日の7日前までに、交通会議の概要を記載した書面を行政資料コーナーに備えるとともに市のホームページに掲載するものとする。ただし、緊急に交通会議を開催する必要があると認められる場合は、この限りではない。

### (会議の公開)

第3条 交通会議の公開は、傍聴を認めることにより行うものとする。

### (傍聴席の区分)

第4条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

### (傍聴人の定員)

第5条 一般席の定員は、会場のスペースにより5名から10名程度とし、先着順とする。

### (傍聴の手続き)

第6条 交通会議を傍聴しようとする者は、交通会議開催予定時刻の10分前までに、会議場の傍聴人受付において、氏名を傍聴受付簿に記入し、事務局の指示に従い入場しなければならない。

### (傍聴席に入ることができない者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器その他の危険なものを携帯している者

- ( 2 ) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- ( 3 ) 笛、ラッパ、太鼓、その他の楽器の類を携帯している者
- ( 4 ) ラジオ、拡声器、無線機、マイクの類を携帯している者
- ( 5 ) 酒気を帯びていると認められる者
- ( 6 ) 前各号に定めるもののほか、交通会議を妨害し、または他人に迷惑をおよぼすと認められるものを携帯している者

( 傍聴人の守るべき事項 )

第 8 条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- ( 1 ) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- ( 2 ) 私語、談笑または騒ぎ立てる等、交通会議を妨害しないこと。
- ( 3 ) はち巻、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
- ( 4 ) 飲食または喫煙をしないこと。
- ( 5 ) 会長の許可なく、会議場において撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。
- ( 6 ) 携帯電話等は電源を切るか、マナーモードに設定すること。
- ( 7 ) その他会議場の秩序を乱し、または交通会議の妨害となるような行為をしないこと。

( 会長の指示 )

第 9 条 傍聴人は、全て会長の指示に従わなければならない。

( 傍聴人の退場 )

第 10 条 傍聴人は、交通会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

( 違反に対する措置 )

第 11 条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

( 会議資料の提供 )

第 1 2 条 交通会議は、会議資料（宇治市情報公開条例（平成 1 7 年宇治市条例第 4 号）第 6 条各号の規定に該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている部分を除く）を交通会議の当日までに行政資料コーナーに備えるとともに、傍聴者に提供するものとする。

( 会議の非公開 )

第 1 3 条 交通会議は、以下の各号に該当する場合は、理由を明らかにしたうえで、非公開とすることができる。

( 1 ) 非公開情報に関し、議論等をする場合。

( 2 ) 交通会議を公開することにより、公正、円滑な議論等が著しく阻害され、交通会議の目的が達成されないと認められる場合。

2 交通会議の議論等の内容に公開する事項と非公開とする事項がある場合において、議論を分割して行うことができると認められるときは、非公開の事項に係る部分を除いて公開するものとする。

( 会議録の公開 )

第 1 4 条 交通会議は、公開した交通会議の会議録を作成し、その写しを行政資料コーナーに備え、一般の閲覧に供するものとする。

( その他必要な事項 )

第 1 5 条 この要領に定めるもののほか、交通会議の公開に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 2 6 年 1 1 月 1 9 日から施行する。